

《物価高騰に対する支援のお知らせ》

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

令和
4年度

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を支給します。

支給対象者

- ①令和4年度分の市町村税均等割が非課税である世帯。
- ②予期せず家計が急変するなど、令和4年1月以降の収入が市町村税均等割が非課税である世帯と同じ水準となっている世帯。

支給額

一世帯当たり一律5万円

給付金の支給手続き

- ①に該当する方→**郵送される確認書を返送**
該当世帯には確認書が郵送されますので、必要事項を記入し、返送してください。
- ②に該当する方→**要申請**
【受付】12月中旬(予定)～令和5年1月31日(火)
【支給】支給決定次第申請書に記載の口座に振り込み

申請方法などの詳細については市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】価格高騰緊急支援給付金コールセンター  0570-015-750

※当給付金の業務は社会福祉課が行っていますが、問い合わせは上記をお願いします。

牛久市 価格高騰緊急支援給付金 



緑ナンバー・黒ナンバーの事業用車両を保有する事業者の方へ

牛久市運送事業者等物価高騰対策補助金

市では、コロナ禍と物価高騰の影響に鑑み、事業用車両を保有する運送事業者等を対象に、「牛久市運送事業者等物価高騰対策補助金」を交付します。

対象事業者

- ①市内に営業所または事業所を有する法人または個人事業開業届を出して市内に営業所等を有する個人事業主
- ②申請日時点で、今後も事業継続の意思がある
- ③牛久市事業者支援一時金・牛久市公共交通応援補助金を受給しておらず、今後も受給しない
- ④市税の滞納がない

対象車両

自動車検査証の「自家用・事業用別」の欄に「事業用」と記載され、かつ「使用の本拠の位置」の欄に「牛久市」または牛久市内であることが記載されている車両

補助金額

- ◆緑ナンバー(被牽引車を除く) … 5万円/台
 - ◆黒ナンバー … 3万円/台
- ※上限は100万円です

補助金の申請方法

左記の要件に該当する事業者は市ホームページで必ず詳細をご確認の上、商工観光課に必要書類を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

申請
期限

令和5年2月28日(火)
午後5時まで



【問い合わせ】商工観光課 ☎内線1521～1523

牛久市 運送事業 物価高騰対策 